

厚真町公私連携保育法人募集要項

令和4年8月
厚 真 町

1 募集の趣旨

厚真町では、令和4年7月に策定した「厚真町宮の森こども園民営化基本方針」に則し、公立の認定こども園である宮の森こども園を民営化するにあたり、本町と連携し、継続的かつ安定的に保育及び子育て支援事業を行う能力を有し、宮の森こども園を新たな公私連携保育所等として設置及び運営する事業者（以下「公私連携保育法人」という。）を募集します。

2 定義

この募集要項に記載する用語の定義は、次のとおりです。

(1) 公私連携保育法人

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条の8第1項に規定する公私連携保育法人及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下、「認定こども園法」という。）第34条第1項に規定する公私連携保育法人

(2) 公私連携保育所等

認定こども園法第33条において読み替えられる児童福祉法第56条の8第1項に規定され、公私連携保育法人が市町村から必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力を得て、当該市町村との連携の下に保育及び子育て支援事業を行う施設。

3 宮の森こども園の概況（令和4年6月現在）

種 類	保育所型認定こども園	
名 称	厚真町宮の森こども園	
所在地等	厚真町字上厚真258番地7 【用途地域】 準工業地域・建ぺい率60%・容積率200%	
施設	土地	厚真町字上厚真258番地5 890.52㎡ 同 258番地7 5,538.00㎡ 計 6,428.59㎡
	建物	木造平屋建て 床面積1,175.63㎡ 【内容】 ①保育室：6室 341.83㎡ ・乳児・ほふく室 63.02㎡ ・1歳児保育室 42.00㎡ ・2歳児保育室 53.49㎡ ・3歳児保育室 61.18㎡ ・4歳児保育室 60.84㎡

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 5歳児保育室 61.32㎡ ②遊戯室：1室 152.77㎡ ④職員室：1室 63.00㎡ ⑤調理室：1室 38.82㎡ ⑥その他 572.90㎡ <p>【その他】 オール電化・し尿浄化槽</p>		
	屋外遊技場	1, 771.44㎡		
	その他	敷地面積及び建物の床面積は、併設する次の施設を含む <ul style="list-style-type: none"> ・ 厚南子育て支援センター ・ 厚南児童会館 		
利用定員	80人			
	1号	2号	3号 (1・2歳児)	3号 (0歳児)
	5人	48人	18人	9人
園児数	66人			
	1号	2号	3号 (1・2歳児)	3号 (0歳児)
	2人	42人	19人	3人
職員	園長	1人(職員(専任)1人)		
	副園長	1人(職員(専任)1人)		
	主任保育士	1人(職員(専任)1人)		
	保育士	10人(職員3人・会計年度任用職員7人(うちパートタイム勤務2人))		
	子育て支援員	7人(会計年度任用職員7人(うちパートタイム勤務5人))		
	子育て補助員	2人(会計年度任用職員2人(うちパートタイム勤務1人))		
	看護師	0人(条例上設置規定なし)		
	栄養士	1人(職員(兼任)1人)		
	調理師	4人(会計年度任用職員4人(うちパートタイム勤務3人))		
認可年月日	平成28年5月1日			
運営方針・目標	<p>① 方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 厚真の豊かな自然を活用した遊びを通して五感を育む ・ 豊かな遊びを通して、生活する力・遊ぶ力・考える力・楽しむ力を育む <p>② 目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毎日が楽しい子 			

		<ul style="list-style-type: none"> ・のびのびと自分らしさを表現できる子ども ・みんなも自分も大好きな子ども
開園時間等	1号認定 (教育認定)	① 教育標準時間 8時45分～13時00分
	2号及び3号認定 (保育認定)	① 保育標準時間 8時00分～18時00分(10時間) ② 保育短時間 8時30分～16時30分(8時間)
	延長保育時間	① 教育標準時間 7時30分～ 8時45分 13時00分～18時30分 ② 保育標準時間 7時30分～ 8時00分 18時00分～18時30分 ③ 保育短時間 7時30分～ 8時30分 16時30分～18時30分
	休園日	① 日曜日 ② 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 ③ 12月30日から翌年の1月4日までの日
運営経費(参考)		令和3年度決算(見込み) ※人件費及び臨時的経費は除く別紙による
その他		<p>【関係条例等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 厚真町こども園の設置及び特定教育・保育の実施に関する条例(平成23年条例第14号) ② 厚真町こども園の設置及び特定教育・保育の実施に関する条例施行規則(平成24年規則第1号) ③ 厚真町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 ④ 厚真町こども園園長及び子育て支援センター長の処務に関する規程(平成24年訓令第11号) ⑤ 厚真町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成27年条例第6号) ⑥ 厚真町こども園苦情相談解決実施要綱(平成22年訓令第15号)

	<ul style="list-style-type: none"> ⑦ 厚真町一時預かり保育事業実施要綱（平成 26 年訓令第 6 号） ⑧ 厚真町特定教育・保育施設の利用者負担額等に関する規則（平成 29 年規則第 14 号） ⑨ 厚真町子ども・子育て支援法に基づく子どものための教育・保育給付に係る支給認定に関する規則（平成 29 年規則第 15 号） ⑩ 厚真町子育て世代包括支援センター規則（平成 30 年規則第 5 号） ⑪ 厚真町子育て世代包括支援センター事業実施要綱（平成 30 告示第 15 号） ⑫ 厚真町実費徴収に係る補足給付費支給要綱（平成 30 年告示第 31 号） ⑬ 厚真町保育士資格取得支援事業実施要綱（令和 3 年告示第 27 号） ⑭ 厚真町こども園職員の勤務時間に関する規程（平成 2 年訓令第 3 号）
--	---

4 公私連携保育所等の設置・運営等に関する事項

(1) 施設類型（民営化後の運営形態）

公私連携保育所型認定こども園（以下「認定こども園」という。）

(2) 開園（民営化）時期

令和 6 年 4 月 1 日（北海道知事の認定を受けることが前提です。）

(3) 運営に関する条件等

運営に関する要件については、別に定める「厚真町公私連携保育所型認定こども園運営条件等」のとおりとします。

(4) 共同保育・引継ぎ

認定こども園の開園日の 1 年前から町と公私連携保育法人による共同保育を実施し、子どもたち一人ひとりの状況把握や信頼関係の構築を図るとともに、引継ぎを行います。

(5) 整備・運営等に対する補助等

① 整備費及び運営費に対する補助

運営費に係る費用に対して、施設型給付費（公定価格から保護者が支払う利用者負担額を差し引いた額）を給付します。なお、利用者負担額は、認定こども園の収入として公私連携保育法人が徴収します。

その他、整備費及び運営費に対して、国及び北海道の補助制度及び町の要綱に基づき、補助金を交付します。なお、補助金額は、町の予算の範囲とし、予算は、議会の議決が前

提となります。

② 共同保育に対する委託費

公私連携保育法人が町と行う共同保育の業務に対して、委託費を支払います。

5 応募資格

(1) 応募資格

応募することができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当することとします。

- ① 児童福祉法第35条第4項の認可を受けた保育所（認可保育園）、認定こども園法第2項第6項及び第3条第1項の認定を受けた認定こども園又は学校教育法(昭和22年法律第26号)上の幼稚園の運営を現に行っている法人であること。
- ② ①の施設において、直近に実施された所管する関係機関が実施する監査及び指導検査等において、改善命令を受けていないこと。ただし適正な改善報告がされている場合は、指摘を受けていない場合と同様の取り扱いとする。
- ③ 民事再生法（平成11年法律第225号）に規定する再生手続き開始又は破産法（平成16年法律第75号）に規定する破産手続き開始の決定を受けていないこと。
- ④ 国税及び地方税を滞納していないこと。
- ⑤ 厚真町暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年町条例第20号）第2条第1号から第3号に該当するものではないこと。
- ⑥ 代表者又は役員に禁固以上の刑に処せられた者がいないこと。

(2) 欠格事由

応募者が次の事項に該当する場合は、選考対象から除外します。

- ① 公私連携保育法人の選考に関し、自己に有利な取り扱いを求めるための働きかけをするなど、特定の目的をもって選考委員に直接又は間接を問わず接触した場合。
- ② 応募書類に虚偽又は不正があった場合
- ③ 応募書類の受付期限までに所定の書類が整わなかった場合
- ④ その他不正な行為があった場合

6 応募手続

(1) 募集要項の配布

- ① 配布開始 令和4年8月15日（月）
- ② 配布場所 町ホームページからダウンロードしてください。

(2) 施設視察

- ① 日 時 令和4年8月23日（火） 18時30分～19時30分
- ② 参加申込 視察を希望する場合は、令和4年8月22日（月）17時までに、住民課子育て支援グループへ電子メール（kosodate@town.atsuma.lg.jp）にて申し込みしてください。※上記以外の日時に視察を希望される場合は、別途、

申し出ください。

(3) 質問及び回答

- ① 質問方法 (前述のメールアドレスまで) 電子メールで提出してください。
- ② 質問期日 令和4年8月26日(金) 17時
- ③ 回答 令和4年8月31日(水) 17時までに電子メールにより回答します。

(4) 応募の受付

- ① 受付期限 令和4年9月30日(金) 17時必着
持参又は郵送により提出してください。
- ② 受付場所 厚真町役場住民課子育て支援グループ(勇払郡厚真町京町120番地)
- ③ 提出部数 正本1部(副本としてPDFデータ(A4サイズ縦型で統一)で提出すること)

(5) 提出書類

厚真町町公私連携保育法人の指定に関する要綱(令和4年告示第67号。以下「要綱」という。)第4条第1項各号に掲げる書類

(6) その他

- ① 応募に係る費用は応募者の負担とします。
- ② 提出された応募書類は返却いたしません。

7 事業者の選定

事業者の選定は、要綱第4条第2項の規定により、認定こども園の運営を最も適切に行うことができると認められる申請者を公私連携保育法人の候補者として選定します。

(1) 書類審査及びプレゼンテーション審査

要綱第8条第1項に規定する公私連携保育法人選定委員会(以下「選定委員会」という。)を開催し、書類審査及びプレゼンテーション審査を行います。

選定委員会において事業提案の説明を行っていただきますので、提案の内容について責任をもって説明・対応できる方の出席をお願いいたします。

なお、開催日については、後日通知します。

(2) 審査方法

審査は、町長が、選考委員会の意見を踏まえて定める「公私連携保育所型認定こども園運営事業者審査要領」(別紙)により行います。

(3) 審査における指摘事項の反映

審査によって選定された公私連携保育法人候補者は、プレゼンテーション審査において選定委員会から出された意見、要望等について、真摯に受け止め、運営方針、事業計画等に反映させるよう努めること。

8 協定の締結及び公私連保育法人の指定

公私連携保育法人候補者（以下「候補者」という。）決定後の協定締結及び公私連携保育法人の指定は次のとおり行います。

(1) 仮協定の締結

公私連携保育法人候補者と認定法第34条第2項に定める事項及び、その他事項について協議し仮協定を締結します。

(2) 協定の締結及び公私連保育法人の指定

① 要綱第5条及び第6条の規定により候補者と協定を締結し、公私連携保育法人として指定します。

② 協定書の有効期限は令和6年4月1日から10年間とします。

(3) 公私連携保育法人の指定を行わない場合の補償

公私連携保育法人候補者の責により、町が公私連携保育法人の指定を行わない場合は、公私連携保育法人候補者が本応募要項に従って支出した費用等について、町は一切の補償義務を負わないものとします。

9 スケジュール

応募開始	令和4年8月15日（月）
施設視察	令和4年8月23日（火）
質問の受付期日	令和4年8月26日（金）
質問の回答	令和4年8月31日（水）
応募書類の提出期限	令和4年9月30日（金）
選定委員会	令和4年10月上旬
公私連携保育法人候補者の選定・通知	令和4年10月上旬
仮協定の締結	令和4年10月
必要な議案等の議会提案	令和4年12月
本協定の締結と公私連携保育法人の指定	令和5年1月
共同保育・引継ぎ	令和5年4月～令和6年3月
北海道知事への届け出	令和5年10月
認定こども園開園	令和6年4月1日

10 留意事項

(1) 公私連携保育所型認定こども園の開設にあたっては、北海道への認可の届け出が必要になります。候補者の選定は、北海道の認可を得ることを前提に選定するものであり、認可の可否に係る責任は選定された公私連携保育法人が負うものとします。

(3) 本募集要項の募集条件等については、議会や内部手続き等の状況により変更となる場合があります。その場合は、その都度情報提供を行います。